

議 事

○東山参事官 皆様おそろいのごさいますので、性犯罪の罰則に関する検討会の第8回会合を開会させていただきます。

それでは、山口座長、よろしくお願いたします。

○山口座長 おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。

本日から論点の検討の二巡目に入りたいと思います。本日は、あらかじめ委員の皆様にもお送りいたしまして、既に御了解をいただいておりますとおり、お手元の資料9の論点表のうち、第2「性犯罪を非親告罪とすることについて」、第3「性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止について」、第1の2「強姦罪の主体等の拡大」及び第1の3「性交類似行為に関する構成要件の創設」について御検討をお願いいたします。

まず、本日の配布資料について事務局から御説明をお願いいたします。

○東山参事官 本日の配布資料は、資料43及び44でございます。

資料43は、第4回会議で資料12の6として配布いたしましたドイツの性犯罪関連条文の和訳につきまして、今般、ドイツにおいて法改正が行われ、今年1月21日に施行されておりますことから、改正後の条文を和訳したものを新たに配布させていただいております。

改正部分につきましては、下線を付しておりますが、主な改正点といたしましては、1ページ目の第78条bの公訴時効の停止について、従前は「被害者が満21歳になるまで」とされていたところ、「被害者が満30歳になるまで」と改正されております。また、これは次回に御検討いただく論点と関連するものですが、2ページ目の第174条、保護を委ねられている者に対する性的虐待の要件が幾つか追加されているところでございます。

資料44は、加害者を女性、被害者を男性とする、いわゆる性器結合の事例に関する資料でございます。事務当局において把握できた範囲で、女性を加害者、男性を被害者とする性器結合の事例は2件ございました。いずれも、実母が実の息子に対して性交をさせた事案であります。番号1は、被害者が7歳及び8歳のときの犯行であり、強制わいせつ罪で処罰されております。番号2は、参考事項欄に記載しておりますとおり、被害者が10歳の頃から継続的に繰り返されていた事案ですが、公訴事実の犯行時は被害者が17歳であり、児童福祉法違反で処罰されているものでございます。

このほかに、本日御検討いただきます論点に関連する資料といたしまして、第4回及び第5回の会議で卓上配布させていただいた資料を本日も机上に配布しております。

そのうち資料26につきましては、いわゆる性交類似行為に関する事例集でございますが、第5回の会議で、宮田委員から御要望のありました、被告人の年齢について追加させていただいたものでございます。

事務局からの資料のほかに、齋藤委員から性交類似行為の論点に関する資料の御提出をいただいております。これにつきましては、後ほど論点の検討の際に齋藤委員から御説明いただくことになると思います。

また、第3回会議におけるヒアリングにお越しいただきましたレイプクライシス・ネットワークの岡田実穂様から、セクシャルマイノリティの性暴力被害事例等に関する資料が送付されましたので、こちらにも机上に配布させていただいております。御参考にしていただ

ければと思います。

○山口座長 ただ今の御説明について、何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(一同 発言なし)

それでは、最初に、宮田委員から前回の会議に関連して、発言を求められておりますので、御発言ください。

○宮田委員 前回、私の方で若干、発言が舌足らずであった部分があったので、その点を説明させていただければと思います。

前回、私から致死傷と一緒に規定されているものについて発言をしておりますけれども、致死と致傷の法定刑と一緒に規定されているのは、確かに過失犯とこの強制わいせつ罪の致死傷しかないわけですけれども、そのほかの、例えば遺棄致死傷や逮捕監禁致死傷については、傷害の例による、つまり、死亡の結果が生じた場合であっても、傷害致死の3年以上の刑が適用されるという趣旨で申し上げたつもりでございますが、若干舌足らずになっておりました。

○山口座長 ありがとうございます。

それでは、本日の一つ目の議題に入りたいと思います。

最初の議題は、論点表第2の「性犯罪を非親告罪とすることについて」でございます。この論点につきましては、第4回会議で一巡目の議論を行いましたので、まず事務局より第4回会議での議論の状況などについて、整理して御説明をお願いしたいと思います。

○東山参事官 論点表の第2「性犯罪を非親告罪とすることについて」の論点につきまして、本日御議論いただく前提として、第4回会議における御議論を若干整理させていただきたいと思います。

第4回の御議論におきましては、非親告罪化すべきであるという積極的な立場からの御意見として、以下のようなものがございました。

親告罪である理由として、名誉を害されるおそれがあるからとされているが、今の時代において、性犯罪の被害に遭ったことを不名誉とされることがおかしい。また、強姦致傷や集団強姦等と比較して、相対的に軽い犯罪であるというのも理由にはならない。強姦自体が重大な犯罪であるということを国民に示すためにも、非親告罪化すべきであるという御意見。

また、「加害者側の弁護士から被害者に対して、告訴取消しを強く迫られ、やむなく告訴をあきらめるということがあるのは問題である」という御意見。

「自分の身に起きたことは犯罪であるのに、自分が訴えなければ犯罪として認識されないのはどうしてなのかという疑問を抱く被害者は多い」という御意見。

「告訴しない、あるいは親告罪であることを望むという被害者も、加害者を罰したいとか犯罪だと認識してほしいという気持ちは持っているが、刑事手続で傷付くことが嫌だから、告訴しないという人が多いと思われる。刑事手続上の配慮のされ方の問題と思われる」という御意見などが述べられたところでございます。

他方で、ヒアリングの結果等から、非親告罪化すべきニーズがあることは認めつつも、「ヒアリングでは、非親告罪化に積極的な意見が多かったものの、親告罪を維持してほしいという意見もあったし、非親告罪化に積極的な意見の方も被害者の意思が最大限尊重さ

れるべきという意見を述べた方が多かった」，「現在は親告罪であることによって，被害者の意思を尊重することができているが，非親告罪化した場合に，被害者の意思の尊重が運用だけでうまくいくのか，何らかの法的な担保が必要とならないかということを検討する必要があるのではないか」という御意見も述べられたところでございます。

これに対しまして，非親告罪化には慎重な立場からの御意見として，「性の問題は，ある意味において人間同士のコミュニケーションの問題であり，被害に遭ったことを表に出すことで，被害者が今現在有している人間関係に大きなダメージを受けてしまうことを避けるために，捜査をしないでほしいというケースもあると思う。そのような「放っておいてほしい」という被害者の権利は守られるべきではないか」という御意見もございました。

今申し上げましたような一巡目の御議論を踏まえて，本日，非親告罪化の論点を御議論いただくに当たって，事務当局から御留意いただきたい点を2点申し上げたいと思います。

まず1点目でございますけれども，非親告罪化した場合に，被害者の意思に反して検察官が起訴しないようにするための制度的担保を置くべきかという議論とも関連いたしますが，仮にこのような制度的担保を置かないとしたときには，被害者が起訴を望まないときであっても，検察官が起訴することは制度的にはあり得るという点でございます。強姦罪，強制わいせつ罪につきましては，現在は親告罪であるため，被害者が告訴しない限り，検察官が起訴することはできないものとなっているわけでございますけれども，仮に非親告罪化とした場合には，起訴するか否かは，非親告罪である殺人等の他の犯罪と同じように，検察官の判断によることになるわけでありまして。もちろん，検察官が起訴するか否かを判断する際に，被害者が処罰を望んでいるかどうかというのは，考慮要素の一つとなりますし，実際には被害者が処罰を望んでいない場合，特に捜査段階での協力を拒んだり，あるいは裁判への証人出廷の拒絶をあらかじめ表明されているような場合には，立証上の問題からも検察官が起訴しないと判断することは十分あり得ることだと思っております。

しかしながら，一方で，立証が可能であり，かつ，公益の代表者である検察官として，被害者の心情を踏まえてもなお，当該強姦等の犯人を処罰すべきだと考えた場合には，他の非親告罪と同様に，起訴するという判断をすることもあり得るのではないかと考えております。つまり，非親告罪化し，かつ，制度的担保をしないということは，被害者が起訴を望まない場合であっても，検察官が起訴することがあり得るという制度上の前提を採用することになるものと思われま。

したがって，本日の御議論においては，この点も踏まえていただいた上で，非親告罪化すべきかどうか，非親告罪化する場合に，この点について何らかの制度的担保が必要かどうかについて，御意見を賜ればと存じます。

また，2点目といたしまして，非親告罪化したとしても，刑事手続の中で，被害者の方が現在，負担に感じておられることの全てがなくなるわけではないということにも留意が必要なのではないかと考えております。ヒアリングなどで述べられておりました，被害者の方などの御意見の中では，現在，被害者にとって重い負担となっているものとして，告訴するか否かの判断そのものに関わる負担のほかに，警察や検察庁における事情聴取で被害の状況を話さなければならないことや，それが繰り返されることによる精神的な苦痛・負担，場合によっては，公判廷における証人尋問でも被害状況を話さなければならないという負担などが含まれていたように思われるところでございます。

しかし、非親告罪化した場合においても、密室で実行されることが多いことなど、強姦罪・強制わいせつ罪の特色に鑑みますと、被害者から事情聴取を行って、被害の状況等を詳細に説明していただくことは、起訴・不起訴の判断には不可欠でありましょうし、特に被疑者・被告人が、いわゆる和姦の主張をするなど、事実を否認しているような場合には、その弁解の当否を判断するために、検察官の事情聴取が複数回繰り返されたり、公判廷に証人として出廷していただいたりすることが不可欠となる場合も想定されるところでございます。もちろん、被害者の方々の負担を軽減するための様々な配慮は、運用上、採られることになると思いますが、非親告罪化したことをもって、これらの点について、負担軽減になるわけではないということが指摘できようかと思っております。

非親告罪化すべきであるか否かの御議論におきましては、この点も御理解いただいた上で、御意見を頂戴できればと思っております。

○山口座長 ありがとうございます。

それでは、性犯罪を非親告罪化すべきかという論点につきまして、皆様の御意見を伺いたいと思っております。ただ今、事務局から御説明がございました点、すなわち性犯罪を非親告罪とするとした場合、被害者の意思に反して検察官が起訴しないようにするための制度的担保を置かないとすれば、被害者が起訴を望まないときであっても、検察官が起訴することがあり得るという制度上の前提を採用することになるという点、また、非親告罪化したとしても、事情聴取や証人尋問などの負担については、軽減されるわけではないという点に関する御意見も含めまして、御発言をお願いしたいと思います。

○角田委員 最初の点なのですが、既に非親告罪になっている強姦致死傷罪とか集団強姦罪の場合に、この問題はどのように扱われているのでしょうか。制度的担保が特別にあるわけではないとは思いますが、そこで制度的担保がない状態で、何か特別な不都合が起きているのでしょうか。

○加藤刑事法制管理官 いろいろな事例について、具体的に把握しているわけではございません。親告罪とされていない強姦致死傷等の事件において、被害者が望まない場合に起訴をしているのかどうかということ自体、そういった事例があるということも、どのように取り扱われているのかということも具体的には把握していないというのが正直なところですが、一方で、そのために何か差し支えが生じたということも特段把握している状態にはないということでございます。

したがって、具体的に何か問題が起きているかということを含めて、事務局において把握している事情はございませんというのがお答えになります。

○田中委員 実務的な取扱いで、もちろん全部の事件を把握しているわけではありませんが、通常はその種の非親告罪である性犯罪についても、被害者の意思を第一に考えております。意思に反して、非親告罪だから起訴するというようなことは、通常は行われておりませんので、問題も生じておりません。むしろ、そのような事案でも、被害者の意思を確認するために、今は告訴を取っているぐらいです。それが実務上の取扱いであります。

○東山参事官 私から補足で統計的なことだけ御説明させていただきたいと思っております。

検察統計年報によりますと、これは起訴猶予となった件数ですけれども、強姦致死傷罪につきましては、平成24年に20件が起訴猶予となっております。また、平成25年は20件が起訴猶予となっております。強制わいせつ致死傷罪につきましては、平成24年に

は35件、平成25年には37件が起訴猶予となっております。当然、具体的な中身については把握しておりませんが、統計的な件数は以上でございます。

○山口座長 よろしければ、ほかの委員の御発言、いただけますでしょうか。

○齋藤委員 意見というよりは、弁護士の先生方にお伺いしたいことがあります。ヒアリングでも、非親告罪化を望む声の中に、告訴取下げを加害者側の弁護士から迫られる場合があります。その時にすごく苦痛を感じるので非親告罪化してほしいという意見があったかと思えます。私がお話したことのある被害者の方々の中でも、やはり告訴取下げを求められ、大分厳しい言葉を言われることも、実際には起きております。ただ、告訴取下げを迫らなかつたとしても、示談などの交渉というのはその後同じように続くのかなと思うのですけれども、現在問題になっている、告訴取下げを迫られたときの被害者側の負担であるとか、何も知らない間に、迫られるままに取り下げしてしまった後の後悔であるとかというものが、非親告罪化することによって、本当にそこが解消されるのか、それとも、それはある程度残ってしまうのかといったことについて、御意見をお伺いしたいと思っております。

○宮田委員 これは前回も申し上げたのですけれども、私どもが弁護するとき、被害者がいる事件に関しては、親告罪であるか否かにかかわらず、示談についてのお願いはしています。というのは、親告罪で示談をしても、結局、告訴は取り下げないよという話合いがされることもある。しかしながら、誠意の示し方として、示談の必要性を、我々は感じるわけでございます。最近、示談を被害者に対して迫ったという事件の報道がされましたけれども、こういう証拠まであるという話までするのは、弁護士が代理人として被害者の側に入っているときに、進行についてこうなるということをお説明申し上げるということであって、被害者に直接そういうことを言うというようなことは、我々が弁護する際、想定していません。

確かに、事件を争うくせに示談をするのは、告訴を取り下げさせるためではないのかといわれるかもしれませんが、裁判は、被害者にとっても御負担でしょうけれども、被告人にとっても非常に負担なのは間違いないのです。その裁判の間に否認をしていけば、ずっと勾留が続くわけですから、職を失うかもしれない、あるいは家族などとの関係が悪くなるのではないかとのおそれもある。やはり早期の事件の解決というのは、我々は常に考えるところでございます。

さらに、もう一つ、最近では、被害者が検察官あるいは警察官に対して、弁護人に自分の連絡先を教えなくてくれとおっしゃっている場合には、弁護人は、連絡先も分からず、接触することができない状況になっています。つまり、被害者情報が被害者の意思によって秘匿されているケースが非常に多いものですから、私ども弁護する立場としては、示談をするために、例えば弁護人の連絡先を検察官に教えて、被害者側でこちらに御連絡を頂戴したいとお願いするような形にしておいて、被害者からの御連絡によって接触ができるというのが、現在の性犯罪の示談の際の実態でございます。

私どもが示談をする場合に、被害者の方の所に無理矢理に押しかけて何かをやっているということでは決してないというのが現状でございます。

雑ぱくではございますが、取りあえずそんなところです。

○角田委員 起訴される前に示談をするということは、別に珍しいことではないのですけれども、親告罪でない場合、示談の持つ意味は親告罪の場合と違うと思えます。親告罪の場合

は、加害者側にとって、示談だけではなくて、告訴の取下げにつながるために示談をするわけであって、もし告訴の取下げにつながらないのであれば、示談をどうしてもしようという気持ちにならないと思うのです。それが単なる被害届をどうするかという話と、告訴を取り下げるかという話の非常に大きな違いであって、加害者からすれば、仮に多少高いお金を払ったとしても、告訴が取り下げられたらその事件はもう終わりですよ。永遠に終わりになってくるわけなので、その加害者の受ける利益というのは非常に大きいと思うのです。ですから、親告罪の場合は起訴前の段階で、どうしても、多少無理なお金を払ってでも、告訴取消しにということになる。弁護士としてそう考えることは普通ではないかと思うのです。私も実は、刑事弁護をたくさんやっております、両方の立場が分かるわけなのですけれども、単なる傷害罪で起訴される前に示談をするというのと、私は性犯罪の弁護はもちろんしませんけれども、性犯罪で示談をして、そして告訴の取下げにどうしてもつなげたいというのは違うのだと思うのです。だから、その迫力が違うので、被害者の受ける要求の強さ、示談をして、告訴を取り下げてほしいというその強さが違ってくるのだと思います。

○宮田委員 統計上、先ほど東山参事官がおっしゃったように、強姦致死傷とか、強制わいせつ致死傷などでも、非常に起訴猶予率は高いのです。告訴があるから示談するのかといえ、必ずしもそうではなくて、性犯罪で法廷で裁かれるということになれば、男性だって非難の目で社会から見られるわけです。刑務所などでも、性犯罪を犯した人は、卑劣な犯罪を犯した人だということで、いじめに遭ったりするということも聞いたことがございます。

告訴要件が入っているから迫力を持った示談をする、というのは少しお言葉が過ぎるのではないのかなというふうに感じた次第でございます。

○山口座長 ありがとうございます。

本題の、本題のと言ったら失礼なのですが、非親告罪化すべきかどうかという点、それから、非親告罪化するとすれば、被害者の意思に反して起訴されないような制度的担保をするべきかどうかという点などについての御意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小木曾委員 私は結論としては、これを非親告罪化にしておく意義は薄れているのではないかと思います。ただ、まず確認しておかなければならないのは、先ほどの東山参事官の御指摘であります。繰り返しになりますけれども、非親告罪化を求める意見の中には、親告罪であるから被害者が刑事手続で負わなければならない負担が重いとか、あるいはそのことが、性犯罪の多くが被害届すら出ないと、いわゆる潜在化する理由であると言われることがありましたけれども、羞恥心や加害者との関係が障害になって被害届が出ないということと、告訴が訴訟条件であるということが混同されているような気がいたします。また、事情聴取への協力や反対尋問に耐える覚悟が要するということは、非親告罪化されても変わりませんし、非親告罪化されることで、潜在化していると言われる罪が顕在化するかどうかについての実証的な証拠は今のところ示されていないと思います。

しかし、そのことを置いても、これを親告罪にしておく意義は薄れているのではないかという理由は以下のとおりです。親告罪の存在理由は、被害が軽微であるということと、被害者の名誉、プライバシー保護であると理解されてきていると思いますけれども、現在では単純強姦の場合であっても、重大な犯罪であるというのは共通認識だろうと思います。

また、被害者の名誉、プライバシー保護については、政策的な保護が図られるべきである、現にそのような努力がされているわけでありまして、今もお話に出ましたように、致傷や集団の場合には親告罪ではないことになっております。

さらに遡って、なぜ被害者の意思確認が必要なのかということを考えてみますと、殺人や窃盗の場合には被害者意思の確認ということは言われたいわけでありまして。これはこれまで御意見の開陳がありましたように、微妙な人間関係の、コミュニケーション・ギャップというような言葉で表現されましたけれども、そこに起因する事案であるという場合に、本人の意思を無視して、それを捜査、公判に付すというのは正しくなかつたということなのだろうと思います。

これに対して、致傷や集団の場合には、コミュニケーション・ギャップということはありませんので、非親告罪化してもよかつたということなのだろうと思いますけれども、しかし、1対1の場合であっても、その微妙な人間関係、コミュニケーション・ギャップに起因しない事例もあるのだろうと思われたい。そのときに、当然、犯罪として捜査されて、証拠があれば、公判に付されるべきものが、あなたが決めないと捜査しない、公訴提起もできませんというふうに言われるのが、被害者、正確には被害に遭つたとされる人ですけれども、にとつて負担だというヒアリングで出た御意見はごもつともであらうと思います。ほかの犯罪と同じように扱うということによいのではないかと考えます。

そうすると、被害者の意思に反しても起訴ができる事態になるということでもありますけれども、これについては、韓国で一時期採られていたと聞いておりますが、被害者が拒否しない限りは、公判に付すということにして、被害者の意思確認を制度的に担保するということも考えられますけれども、そうすると、結局、公判になるかならないかが被害者の意思に左右されるということになりますので、これは制度に手を付ける意味がなくなるのではないかと思います。

今も御発言がありましたように、現状で非親告罪である犯罪の場合であっても、被害者意思の確認は行われているということでもありますから、それで問題がないということであれば、検察官による適正な公訴権行使に期待するということでも良いのではないかと思います。すし、立証上、被害者の協力なしに公判が維持できるとは思われたいのであります。

もう一点は、低年齢の被害者の場合です。法定代理人が加害者であるような場合に非親告罪化しますと、加害者の罪を問いやすくなるのが期待されるのではないかと思います。

○井田委員 今現在、親告罪になっていることから生ずる幾つかの実務上の問題があることはよく分かりましたし、また、仮に非親告罪化したときにも問題が生じてきて、それが被害者の側に付加的な負担をかけるということも恐らくあるのでしょう。それに対してはいろいろな実務上の工夫でもって対応していかなければならない。非親告罪化することですべての問題が解消するというものではなく、実務上の工夫、配慮で対応していかなければいけない問題は、形が少し変わるにせよいずれにしても残るということです。そこで、むしろより基本的な、根本的な次元に焦点を合わせて考えてみたいと思います。そのときには、やはり小木曾委員と同じように、非親告罪化すべきであるという結論が導かれるのではないかと私も考えています。

現在の根本的な問題は、強姦罪等、現行法の下では親告罪とされている犯罪についても、法的な事実としては、これはもう100パーセント、刑事機関が、立件と訴追の責任を負

っているわけですがけれども、しかし、親告罪とされていて、被害者の意思決定に立件と訴追の可否が依存しているということから、結局、被害者にその手続進行上の責任ないしイニシアチブの一部が負わされる状況になっている。少なくともそのように被害者には認識されていて、被害者が正面から踏絵を踏まされるといっても差し支えないような重い決断を迫られる事態になっている。ただでさえ大変な心理状態にある被害者に付加的な心理的負担が負わされているわけです。こういった今の親告罪の制度の現実の機能というものに鑑みたときに、基本的にこれを変える必要がある、というのは相当に理由のある意見なのではないか。国際的に見ても、今、諸外国は一様に非親告罪化しているということをおぼろげに考えると、やはりその方向に進むべきではないかと考えるのです。

他方で、非親告罪化したときには、立件、訴追するに当たって、被害者の意向を十分に考慮するということが事実上可能ではあっても、法的に被害者意思に従属する、それに拘束されるという制度的な保障はなくなるわけで、結局のところ、起訴・不起訴の判断は検察官の判断に任せられることになる。それは先ほど東山参事官が説明されたとおりで、よく理解できる所です。また、韓国にあった法制と言われますが、起訴の判断が少なくとも被害者の明示の意思には反してはならないようにするという制度をもし仮に考えると、そこでは、どういう方法でその明示の意思を確認するかということが問題になってくるでしょうから、今の親告罪制度と差別化された形での制度には実際のところ、ならないのではないかと。それは、小木曾委員が言われたとおりでないかと思えます。ただ、これも小木曾委員の発言にあったように、時には告訴権者の意思に反する起訴も必要だというのは、被害者が年少で告訴能力がなく、親権者が加害者だというようなケースを考えるときには、納得できることです。

以上のように見てまいりますと、基本的には、非親告罪化の方向へとかじを切った後、そこで出てくるような問題については、またそれぞれ実務上の工夫と配慮により対応していくというのがよろしいのではないかと考える次第です。

○宮田委員 被害者の意思に全く関係なく犯罪の端緒が明らかになり、捜査が始まるということもあり得るのではないのでしょうか。例えば犯人が、詳細に自分の被害者の様子などをビデオなどに収めている、あるいは写真に撮っている、どこの家に入ったかなどについても克明に記録しているとして、そういう犯人が自白したというような場合、自白に補強証拠がある。例えば、その犯人が多数回事件を繰り返しているようなときは特に、検察官としては、これだけたくさんある事件がある、非常に悪質な人だから起訴しようという発想になることは、十分あり得るのではないかと、数がたくさんあるということでの処罰の重さを導くことを、お考えになるのではないかと。そのときに、被害者の意思にかかわらず、それが起訴されるということがあっていいのかということ、考える必要があると思えます。

また、被害者の明示の意思に反してはならないということであれば、捜査機関が被害者に接触して、あなたは起訴の意思はありますか、どうですかということを確認しなければならないことにはなるわけです。被害者の負担がなくなるのかといえば、この手続を進めてもよいですかという形で、捜査官が、この手続、つまり事件の詳細な内容についてある程度説明した上で、同意書のような形で意思を確認せざるを得ないのではないかと。被害者の明示の意思に反しないかどうかを、どのような手続によって担保するのか、

その辺りの技術的な問題は、かなりハードルが高いのではないかというふうに思ってしまうのです。

○齋藤委員 先ほどから事情聴取や証言のお話が出ていますのですけれども、被害者の方々からは、告訴して、自分がこれを犯罪とするのだという意思で頑張らなければいけないというのと、関係機関が、これは犯罪なので起訴をするために協力して頑張らましようというのでは、心情的に随分違うという話を聞きます。告訴をせずともそれが犯罪だと認められるということは大きいのだらうと思います。また、被害者の方からよく聞くこととして、警察に被害届を出したことで自分の意思はきちんと伝えたと思っていたのに、まだ告訴状というものが実は必要だったということを知って、ショックを受ける、負担を感じるということがあります。非親告罪化にあたってはいろいろな問題があることも分かっておりますし、私として第一に望むことは、被害者への配慮が十分に整ってほしいということではあります。非親告罪化することについて賛成か反対かと言えば、賛成をしております。私が今まで関わった方の中に、自分が被害届を出したのではなく、別件で捕まった加害者の証拠の中から被害者だということが分かったという方も時々いらっしゃいます。私は被害者支援の立場であって、警察ではないので、今からお話することが正確な現状を把握しているかどうかは分かりませんが、警察がそうした方々の被害を把握した時に、警察の方が、随分丁寧に、こういう証拠が出てきたけれども、あなたは協力してくれますかというような確認をしてくださっていると聞いています。そうしたお話から、無理矢理起訴されるであるとか、無理矢理それが事件化されるというようなことはなく、警察の方が丁寧に被害者の意思を確認して、心情を配慮してくださっているなというのを感じています。そういった意味でも非親告罪化するということは、その点に関しては大変問題になる、という可能性がそれほど大きくはないのではないかと考えています。

○工藤委員 仮に非親告罪化を目指すとした場合には、何のために、あるいはどういった効果が期待されるのかということの中で、一つの中核的な部分が、その被害者の負担軽減ということだと思うのですけれども、その被害者の負担というものが、一つの言葉で言っているのですけれども、その中には、いろいろなものがあって、それを一緒にたにするのは危険であり、また、過度な期待感が醸成されるのは、被害者にとっても、警察機関にとっても、余りいいことではないのかなと思っております。

いろいろな委員の方からあったように、一定の部分については、軽減されるのかもしれませんが、冒頭に事務局の東山参事官からも若干御紹介がありましたとおり、捜査機関の側から、場合によっては、何度も体験を被害者の方に思い出していただいて、何度もお話していただいたり、実況見分に参加をしていただいたりというようなことが、例になりますけれども、そういった負担の部分、あるいは告訴していただくということがなくなっても、強い意思を持って、刑事責任の追及ということに、もちろん我々や検察が付き添いますけれども、進んでいただくという意思を何らかの形で確認しなければいけないということには変わらないと思います。ですので、そういった部分については、今と余り変わらず、軽減されないのだという上で、議論をしていく必要があるのではないかなと思います。

あと一つ非常に細かい点なのですが、被害者の意思が確認できないと捜査をしないというのは、実は正確ではなくて、捜査は、警察が、犯罪があったのではないかと史料し

た時点で開始されるので、それは告訴の前からもちろん開始されるわけですが、それが被害者の方が明示的に、もう告訴はしないというような意思表示をされた時点で、ある意味、頓挫してしまうということもあると。順番としてはそういう流れではないのかなと思いますので、指摘をさせていただきます。

○木村委員 結論から言うと、やはり親告罪ではなくすべき、非親告罪にするべきではないかというふうに思うのですけれども、もう特に小木曾委員や井田委員がおっしゃったことで、かなり尽きているのかなと思いますが、いずれにしろ、メリット、デメリットはあるのだと思います。両方あるのだと思うのですけれども、集団強姦罪や強姦致死傷罪と比べて、そんなに差を付けなくてはいけないのかというのは、やはり合理的な理由がなくて、逆に、では集団強姦罪や強姦致死傷罪について親告罪化するかといえば、そういう議論はおよそ出てこないということになれば、やはりいろいろなデメリットもあるのかもしれませんが、今、強姦罪を親告罪のまま残しておくというのは、余り合理的ではないかというふうに思います。

○北川委員 一巡目のときに、必ずしも非親告罪化に反対するわけでもないと申し上げたかと思っておりますけれども、先ほどの先生方の御議論を聞かせていただきまして、非親告罪化することの一定の意義というものがあるということ、私も理解しております。ただ、非親告罪化するにしても、これはまた、事務局で最初に議論の方向性を付けていただきましたように、本当に全くの制度的な担保というものがなくていいのかという部分についての疑問が解消されていないで、確かに、韓国の例を先ほど挙げていただきましたけれども、韓国のような、先ほど挙げていただいたような規定ぶりにすると、親告罪として残した場合と変わらないのではないかということになるので、そういう規定ぶりには問題があるということでしたけれども、しかしながら、一方において、では何の制度的な担保も付けずに、非親告罪化したときのデメリットというの、今一度考えておく必要も残るのではないかというように感じています。

例えば、告訴が不要というふうにすると、先ほど工藤委員からもありましたように、捜査機関、警察、もちろん検察側もそうかと思っておりますけれども、公益の代表者としての振る舞いというもの、やはり第一義的になってくるということになると。当然、被害者の負担も考えつつ捜査は行うのだけれども、一方において、被害者の意思に寄り添わない部分の公益という部分も出てくるのではなかろうかと。すると、先ほど宮田委員がおっしゃったように、被害者が複数に上るような場合等のときは、一人の被害者の意思を尊重して、これを起訴する、しないというような判断ができなくなってくるのではないかというような懸念も生じると。そうした場合にどうするのかということになると、必ずしも、個々の被害者側が望んでおられるような結論に至るということにはならないのではないだろうか、ここが非常に心配される場所ではあります。

それとともに、公益の代表者たる捜査機関としても、こうした場合は大変悩まれることが予想される場所なので、これを運用という形で、全部お任せしてしまっているのかと、ある程度の指針というのは運用の中で出てくるけれども、そういう形でとどまっているのかというところがあるかと思えます。

それからもう一つ、先ほど非親告罪としては、今、強姦致死傷、結果的加重犯の場合であるとか、あるいは集団強姦の場合があつて、その場合にも起訴猶予が多く見られて、十分

被害者の心理におもんばかった配慮がされているというお話も伺っていましたが、これは私の憶測で、こういう言い方が適切かどうかはよく分かりませんが、一方において、現在、強姦罪の部分が親告罪であるというところも、もしかしたら影響しているのかもしれないといえるので、その辺りの事情も考えますと、本当に非親告罪化した後の、何の手当でもなしにそのままということでもいいのかどうかというところに懸念が残るところでございます。

○佐伯委員 私も第4回で議論したときに、非親告罪化するにしても、何らかの法的担保について検討すべきではないかという意見を申し上げまして、積極的に拒絶の意思が被害者から示されない限りは起訴してよいという運用になれば随分違うのだろうとは思いますが、先ほど御説明にありましたように、日本の刑事司法の運用としては、被害者の意思を事前に確かめるということになるとすると、余り現状と変わりがなくなるというのは、確かにそのとおりだと思います。したがって、法的担保を設けるというのは、考えられないわけではないけれども、かなり難しいことだと理解いたしました。

その上で、非親告罪化するかどうかということについては、これは被害者が現在持っている権利を、被害者のために削減するという、やや逆説的なことになるわけですが、先ほど来いろいろお話が出ているようなメリットとデメリットを総合的に考慮した上で、やはり非親告罪化してほしいという声が被害者の方の中に多いということであれば、恐らく多いであろうと理解いたしておりますけれども、結論としては、私も非親告罪化に賛成である、少なくとも反対ではないということでございます。

○宮田委員 告訴要件がないという場合であれば、被害者が後で、やはりこれは告訴すべきだったというふうにお考えになって告訴して、その事件が起訴されるということはあるように思うのです。検察の実務について、こちらからお伺いしたいところなのでございますけれども、被害者が、捜査が進んだ後、起訴に同意をしなかったので、不起訴にしましたというようなときに、非親告罪について、一旦不起訴になったというものを再起するということが余りないように思うのです。告訴要件である場合には、後で被害者が翻意して告訴することも可能なように思うのですけれども、この辺りはどうなのでしょう。つまり被害者の処罰する意思は、今はとにかくこの事件について考えられない、捜査が進んでいるのだけれども、被害者としては、今は告訴したくない。けれども、時間がたって、その犯人の別の裁判が終わっているのだけれども、自分の事件についても、やはり裁判にしてほしいと、後から思っただけで告訴するということがあり得るのではないかと思ったのです。事件処理との関係で、告訴がなかった場合と、同意がないから起訴しないという扱いを検察官がしたときとで何か、実務上、違いはないのかなということを考えたのでございます。

○田中委員 性犯罪の場合は、最初からもう告訴しませんと言っていた方が、捜査は一定程度進んでいて、立件はされるのですけれども、告訴しないという場合、告訴がないということで、不起訴にももちろんしますが、その後、また告訴されるという事例は余りないと思います。ゼロかどうかは分かりませんが、ただ、普通の傷害罪などではよくあります。一旦不起訴にしたのが後でやはり腹が立つからということで、言ってこられて、また再起するということがあります。

○宮田委員 そこはそんなに問題ないですか。

○山口座長 大体御意見はお述べいただけましたでしょうか。

(一同 発言なし)

ありがとうございました。ここでまとめさせていただきたいと思います。

ただ今の御意見をまとめますと、性犯罪を非親告罪とすべきかという点につきましては、疑問を述べておられる方もおられましたけれども、多数の御意見は非親告罪とすべきだという御意見であったように思います。

また、非親告罪化する場合において、被害者の意思に反した起訴が行われないようにするための制度的な担保の問題でございますけれども、これも本当に要らないのかという御疑問は述べられましたが、制度的に難しいのではないかと。親告罪の制度とどう違う制度が構築し得るのかという、そういう問題があり、結局、非親告罪化するには、制度的担保は要らないといひましようか、断念するといひましようか、そういうことにならざるを得ないのではないかと御意見が比較的多かったように思われます。

ということで、ただ今の論点につきましては、以上のようなまとめとさせていただきます。よろしければ次の論点に移りたいと思います。

- 田中委員 すみません、少しだけ。一応、そのようになった場合の問題点というか、出尽くしているのですけれども、最後に申し上げておきたいのは、非親告罪化された場合に、被害者が望まなければ、起訴をしないという方向になるというのは間違いなろうと思います。また、被害者の方の協力が無い場合は、立証上も難しくなりますので、不起訴の方向に行くと思われま。ただ、制度的には、被害者の意思に反して起訴するということが、制度的にはあり得るということも、これもまた確かです。余り実例はないかとは思いますが、被害者の供述がなしでも立証できる事件で、かつ、被害者の意思に沿わなくても、どうしても起訴すべきような必要性があるような場合となると思うのですけれども、実際には被害者の方と話し合いをして、その意思に反しないようにしていくと思ひますが、制度的には、被害者の意思に沿わない起訴もあるということは申し上げておきたいと思ひま。

さらに、事情聴取等の負担の点は、非親告罪にしても全く変わらない。やはり被害者の供述が重要な事件が多いですので、特に否認事件の場合などに関しましては、事情聴取の回数も多くなりますし、法廷での証言も必要になりますので、その点の負担、それをやるかどうかの重い判断というのが、被害者に迫られるという点についても、今と変わらないということも、御理解させていただきたいと思ひま。その上で、証言の際のビデオリンクですとか、遮蔽の措置、あるいは公判廷での被害者の名前等の秘匿の制度などがありますので、これを十分に利用して、被害者の方の負担を減らしていきたいと、そういう必要があると考えております。

- 山口座長 ありがとうございました。

それでは、次の論点でございますが、第3「性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止について」でございます。この論点につきましても、まず事務局から一巡目の議論の整理をお願いしたいと思ひま。

- 東山参事官 論点第3「性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止」の論点につきましても、第4回会議における御議論を整理させていただきたいと思ひま。

第4回会議におきましては、性犯罪について、一般的に公訴時効を撤廃すべきかという点と、特に年少者が被害者の場合について、公訴時効を撤廃又は停止するか否かという点の

二つの問題について御意見を伺いました。そして、後者の問題、年少者が被害者の場合の問題につきましては、第1類型として、被害者が被害直後に警察に被害を申告したり、告訴したりしたものの、犯人が判明しないパターン、第2類型として、被害者は被害を認識しており、犯人も分かっているけれども、例えば親からの被害など、犯人との間に支配関係等があるために、被害申告ができないというパターン、第3類型として、被害者が年少であるために、性犯罪の被害であるということ自体を認識できておらず、被害申告ができないパターンという三つのタイプのうちの、どのような状況を問題として、どのような方策を採る必要があるのかという視点で御議論をいただいたところでございます。

このうち、最初の性犯罪について一般的に公訴時効を撤廃すべきかどうかという問題については、撤廃すべきという御意見はございませんでした。また、被害者が年少者の場合の問題のうち、公訴時効の撤廃ないし停止を検討すべきという御意見があったのは、先ほどの第2類型と第3類型のパターンでございました。この点につきまして、公訴時効の停止等をすべきだという積極的な立場からの御意見は以下のとおりでございます。

「例えば、実父からの被害に遭っていた子供が、養ってもらっている間は告発できないけれども、手帳にメモをしておき、家を出られる年齢になって初めて、母親や学校に告発した例などもあるところ、立証が非常に難しいとしても、じっと耐えている間に時効が進んでいくということは問題ではないか」という御意見、「加害者との間に支配関係があるために、訴えることができなかつたという場合については、少なくとも成人になるまでは公訴時効を停止するべきではあるが、支配関係が特に強い場合には、影響を排するのに相当長期間を要することを考えなければならない。被害者が被害を認識できていない事例では、本人が被害を認識できて、しかも、それをどうするかということ自分で決めて行動できる年齢まで待つのは当然のことであり、それは少なくとも成人に達してからということになるだろう」というような御意見がございました。

これに対しまして、公訴時効の停止等に消極的なお立場の方々からは、公訴時効制度の趣旨の一つである、証拠の散逸という観点から、「被害者の年齢に関わりなく証拠は散逸する、特に被害者が被害を認識できていないパターンについては、証拠がないであろうと思われる」という御意見、「被疑者・被告人の立場からは、例えばアリバイ立証しようとしても、それを裏付ける会社の執務記録などの証拠は数年で廃棄されてしまうのではないか」という御意見、「性的被害については、供述が重要な証拠であるところ、時間の経過による記憶の変容が問題となる。特に子供の記憶については、誘導によって誤った記憶が喚起されてしまうということがあるため、問題があるのではないか」という御意見、「殺人罪であれば、多くの場合、死体など、客観的証拠が保全されているが、年少者が被害者である性犯罪の、先ほどの第2類型、第3類型については、被害当時に証拠が保全されず、10年以上たってから被害申告がなされ、唯一の証拠が被害者の供述ということになる。その供述の信用性は、慎重に吟味しなければならず、立件が困難となることが多いのではないか」というような御意見が述べられました。

また、そのほかにも、「公訴時効制度全体の中で、性犯罪についてのみ制度の根本に関わるような改正をすることには疑問がある」という御意見、「現行法でも、公訴時効期間は強姦罪で10年、強制わいせつ罪で7年であり、ある程度、自分の意思で考えられる年齢になってから救済できる例が多いと思われる。これ以上に公訴時効を撤廃ないし停止して

も、どれほどの事例が救われるのか疑問がある」などといった御意見が述べられたところでございます。

意見の整理につきましては以上でございます。

○山口座長 ただ今の御説明にもございましたとおり、第4回の会議では、性犯罪全般について公訴時効を撤廃又は停止すべきだという御意見はございませんでしたので、本日は被害者が年少者の場合において、公訴時効を撤廃又は停止すべきかという点について議論をしたいと思います。

被害者が年少者である場合につきましても、事件当時に被害申告があったけれども、犯人が分からない、あるいは犯人が捕まらないという事例を念頭に置いて、公訴時効の停止等をすべきだという御意見はございませんでしたので、論点として残っておりますのは、先ほどの第2類型、第3類型でございますが、被害者が被害を認識しているものの、支配関係等から被害申告ができない事例、被害者が被害そのものを認識できていない事例について、公訴時効の停止等を検討すべきかということになります。この点につきまして、一巡目の議論も踏まえた上で、更に御意見を伺いたいと思います。

○角田委員 私は、子供の場合も、大人と同じように犯罪被害者として、その子供の権利が保障されるべきだと思っています。例えば、犯罪被害者基本法第3条に、その基本理念が書いてあるわけなのですが、**「すべて犯罪被害者等は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」**と。この中には子供も当然入っていると思います。

それで、先ほどの問題点として挙げられた証拠の散逸や記憶の変容の問題なのですが、仮にそうであったとしても、全ての子供に関する事件の証拠がなくなるということは考えられないのです。ですから、立証は非常に難しいということはあるとは思いますが、先ほどの犯罪被害者基本法の基本理念に基づけば、被害者としての子供の適切な処遇を受ける権利というのは、これは保障されなければいけない。あなたが小さかったから、もうあなたが法的な救済を受ける権利はなくなったのですということ、やはり許されないのだとは思っているのです。諸外国では、公訴時効の停止をして、大人になるのを待っているというのは、そういうことではないかと思うのです。子供の権利をどれだけ大事に考えるかと、人としての権利を考えるのかということであって、立証がうまくいくかどうかの問題と切り離して、私は考えるべきではないかと思っています。それがまず一つです。

それから、2番目の被害が分かっているけれども、親との関係で直ちに行動できないというケースについては、例えば親以外の、周りの別の大人が何か支援することができれば、それなりの子供のための施設がありますので、そういうところにつないで、早い段階に司法面接等で子供の供述を取ることができると思っています。今年の2月に、伊勢原でしたか、神奈川県に「子どもの権利擁護センターかながわ」というのができました。そこは、そういう司法面接のための特別な施設を持っているので、例えばそういうものを利用すれば、親の支配下にあるのだけれども、親とは別に子供に対する保護をする学校の先生とか、そういう人が、子供をそういうところにつないであげれば、早い段階でかなり正確な供述が取れるのではないかと思うのです。これは日本では初めてらしいのですけれども、ほかの国では、そういうような施設もあるというふうに聞いておりますので、それが

一つ解決になるのではないかということです。それからもう一つ、性犯罪の場合に、例えば、これは大阪のSACHICOなどでやっているということなのですから、証拠の劣化を防ぐために、採取したものを長期間保存できるという、今、そういう技術が生まれてきているということがあります。これもですから、まだ親の元にいるかもしれないのだけれども、今と同じような形で、SACHICOのような医療機関につながれば、そこで証拠を採取して、それは相当長期間保存できるというふうになっているという、こういうふうに進んでいますので、私は子供については、やはり公訴時効を停止すべきであると思います。ですから、証拠の劣化、証拠の散逸、記憶の変容ということは、そもそも子供が後に訴えることを認めないということの理由にはならないのではないかと思います。

○宮田委員 今、角田委員のおっしゃったのは、現に証拠が保全できるというケースかと思えます。現に証拠が保全できるのであれば、むしろそれは捜査につなぎ、直ちに捜査を開始することが可能なのではないかと考えられます。そういう意味では、先ほどの告訴要件の問題などがクリアできれば、その事件を表に出せるであろうと思います。

問題なのは、例えば被害者が被害自体を認識していない例が典型的、供述ぐらいしか証拠がないという案件であろうと思います。大人になってから、「ああ、これは被害だったんだ」と気が付いて、過去のことを思い出すという作業をする場合、果たして正確に過去のことを思い出せるのかという問題は生じ得るのだらうと思います。

先日も申しましたけれども、過去に遡って記憶を喚起しようとする場合には、与えられた情報によって、記憶が変容してしまうことは容易に起こり得るわけです。そういうような問題がある場合、これを時効制度によって救済できるのかといえ、やはり証拠がなくて、救済できないという方向に向かうのではないかと思います。

子供たちの権利を守るためには、今の角田委員のお話にもあったように、早く子供の虐待があるかどうかを見極めるための機関を作るとか、あるいはその被害を認識していないで、後からそれが被害だと気が付いたような方に対して、きちんとカウンセリングにつなげることができるようにするとか、そういう形での、全く別個の支援が考えられるべきであって、これらを公訴時効の停止によって救うべき問題なのかというところは疑問に思うところでございます。

○角田委員 前に御提供いただいた立法例を見ましても、公訴時効の停止というのがほとんど行われているわけなのですよね。そういう国で、証拠の保全に特別な何かがあるとか、あるいは、取り分け記憶の変容、大人になって話したときに、その記憶の変容を防ぐということはできないかもしれないのですけれども、それでも子供に対する性虐待、性暴力行為というのは、非常に重大な犯罪であるという、そういう認識、メッセージを社会に対して送るということは非常に大事だと思うのです。つまり、子供の頃に性被害を負わせておいて、あれはもう時効になってしまったら、もう駄目なのですよと、そういうふうになるのは非常にまずいことではないかと思うのです。だから、そういう確かなメッセージを送るというためにも、公訴時効を停止して、そして子供に対する性暴力事犯というのは、後になっても追及されるということを、社会にはっきりと宣言しておく必要は私はあるのではないかと考えています。

○小木曾委員 抽象的に、子供が適正な処遇というか、扱いを受けるべきであるというのは角田委員のおっしゃるとおりで、全く異論はないのですけれども、しかし、具体的に考えた

場合に、やはりその証拠が、訴追の証拠が十分かということもそうですし、それから、被告人側がどうやって防御するのだろうかという意味での証拠の散逸という点について、どのように対処をするのだろうかというふうに考えますと、かなり困難が伴うのではないかと思います。また、何十年かたって、被害に遭いましたということになります。しかし、いろいろな犯罪が次々に起こる。何十年か前の犯罪を捜査しなければいけないということになりますと、捜査機関側に相当の負担が掛かるということも考慮しなければいけないだろうと思います。外国法で、確かにそういう例があるわけですが、これは比較的最近の法改正なものですから、20年、30年たった事例が本当にあるのかどうかというのは、私も若干リサーチはしましたがけれども、よく分かりません。どのように証拠の散逸に対処しているのかということも、今のところ分からないのです。そうすると、どうも懸念の方が先に立ってしまうというのが、私の感想であります。

○田中委員 現在でも、強制わいせつ罪の公訴時効の期間は7年で、強姦罪の場合は10年なのですけれども、仮にこれを時効停止とした場合に、被害者が何歳になるまでというのは、いろいろまだ議論があるかと思いますが、仮に今の児童ではなくなる18歳まで停止するというにすると、どれぐらいの実益があるかという、強制わいせつ罪だと被害者が11歳以下のときの被害、強姦罪だと8歳以下のときの犯罪だということになります。そして、被害当時に何も、誰にも言っていない、知られていないので、何の証拠も保全されていないということが大前提の議論だと思いますので、そこから被害申告された場合に、証拠が何があるかという、被害者の供述のみということになると思います。そうしますと、年少の被害者の供述の信用性の問題になってきて、これは他の犯罪と比べて、やはり立証の困難性というのは強いと思います。被害を認識していても、そのまま記憶の後退ですとか、その裏付けがないなど、犯行の日時、場所すら特定できないというケースが想定されますし、被害を認識していない事例の場合は、なおさら何が起こったかも、本当にそうなのかというところが疑問になってくるわけです。ですので、実際に起訴できる事例がないというか、ほとんどないということになってくるのです。殺人罪との違いは、先ほども事務局から説明がありましたとおり、殺人罪の場合は、死体のほか血痕ですとか、足跡ですとか、いろいろ残っているケースが多いので、証拠が散逸するといっても、まだ客観証拠があるということで、時効が撤廃になったと思いますけれども、この年少者の性被害に関して言うと、供述のみですので、非常に実務的には立証が困難だということは、この議論のときに考えざるを得ないかなと思います。

○井田委員 一方で、今の時効の制度が基本的に正しい制度だということを認める、すなわち、一定の時間が経過してしまうと、それ以降は正しい裁判ができなくなってしまう、ですから、それ以降、被疑者・被告人にリスクを負わせるというのは非常に不正義なのだとして一方で言うておいて、他方で、その一定の時間の経過後、やはり犯人を処罰する必要がある、被害者側の権利を認めないのは不正義だというふうに言うというのは、私はその二つの主張、考え方の間に整合性がないというか、要するに右手と左手でつじつまが合っていないと感じます。専門の先生方の前でそう申し上げるのは釈迦しやかに説法の感がありますけれども、刑事手続というのは、事実があるかないかが分からない、事実かどうかということが分からない段階で、飽くまでも、要するに被疑者・被告人にされたその人が犯罪を犯したのかどうか分からないという前提で、その人をリスクにさらす、リスクを負担させるという

か、そういう手続だと。神様の目でもって見て、どうだということを前提にはできないわけで、要するに疑わしいとされている人をリスクにさらす手続だというときに、一定の時間が経過すると、その不利益度合いがだんだん増していったら、そのリミットを超えてしまうと、それ以上の訴追の負担を与えることは、それはもはや正当化できないのだというのが、正に時効の制度だと認識しているわけです。そうすると、性犯罪の場合だけ時効の進行を止めるというのは、いや、性犯罪は特殊性があるのですよと、殊に性犯罪の場合には、その時間が経過してもなお、正しい裁判ができるという特殊性があるのだという、そういうことが言えて初めて合理化できる、正当化できる、理由付けられると思うのです。そう言えるかという、今までの御議論を聞いてみても、そうは言えない。むしろ一般の犯罪、つまり時の経過による証拠の散逸という事態、事象というのは、他の犯罪と同じか、あるいはそれ以上だという感じがいたします。性犯罪というのは、1対1で行われることが多くて、客観的な証拠に乏しい。被害者の供述に依存する度合いが大きいということで、これも一般論として、そもそも、ただでさえ事実認定は難しく、争われることが多いというのも、これも知られているところだし、さらに、量刑のことまで考えれば、情状の立証困難化というのかなり深刻なものになっていくだろうと。ましてや、今、主としてターゲットとして考えられているケースが、被害者が、被害そのものを事後にそれと初めて認識するというような、そういうケースだとすると、それが曖昧だとは必ずしも言い切れないかもしれませんけれども、それ自体として、かなり不確かなものを主たる証拠として手続を行わなければいけないというふうになると、これまた被疑者・被告人の防御という観点からもかなり問題があるのではないかという感じがします。確かに性犯罪により侵害される法益は重大だということを私も認識していますけれども、例えば被害者に重大な障害を与えるのだというような、後まで残る結果を生じさせるといった、同じぐらい重大な被害を与えるような犯罪もある、それを横に置いておいて、それには手を触れないで、性犯罪だけ取り上げて、時効制度の根本に関わるような改正をするというのは、私は正当化できないのではないかと考えております。

○齋藤委員 今までのお話をお伺いいたしまして、公訴時効の撤廃がとても困難であることですとか、証拠の立証が非常に難しいことなどは理解をした上で、先生方も十分御理解いただいている上での発言で大変恐縮ではあるのですが、一つ発言をさせていただきます。子供が被害に遭遇した場合、被害が認識できるまで時間がかかるということや、被害申告をするのに、自分の居住や保護、若しくは家族の安全を考えて、ためらう可能性があるということは、事実です。そして、大人の被害でも性被害というのは、特に暗数の多い被害だということが分かっており、ましてや、子供の場合、届け出される件数は非常に少ないというのが現状です。海外の調査では、性虐待について、1年以内に、身近な大人であっても、開示した子供が24パーセント、5年に以内に伸ばしても47パーセントという結果が出ているものもあるようです。開示にすらそんなに時間がかかるのであれば、被害申告ということに、更に時間が掛かるということは容易に想定することができるかと思えます。確かに被害の供述の信用性ですとか、証拠といったことで、公訴時効の撤廃というのは難しいのかもしれないですが、そして、今回の議論には直接関係のあるところではないかもしれませんが、子供の供述の不確かさであるとか、若しくは子供が被害と認識していないから、不確かな供述の信用性が問われるというのであるならば余計に、子供に

対する適切な聞き取りの制度を整える必要があると思います。海外であれば、司法面接という、子供の供述の信用性を高めるような聞き取りの仕方というのは、既に多く確立されているところです。司法面接の制度がきちんと整って、子供の被害が適切に認められ、そして、先ほど宮田委員もおっしゃっていたように、きちんとそれが被害として届け出される制度というか、周りの大人が気付き、そしてそれを刑事手続に乗せるような制度というのがしっかりと整うということを切に願っております。

○北川委員 これまでの議論の中で申し上げたことですが、年少者のケースについて、被害者側が親や近親者等といった特殊な関係において、被害をすぐに申告できないようなケースのときに、特にこうした時効の停止であるとか、あるいは時効の停止とまでは言わなくても、諸外国の例に見られますように、それが通常の公訴時効の期間を過ぎていても、一定の年齢までには起訴することができるというような制度を作る必要性が多少まだ残っているのではないかというような意識を以前から持っていました。もっとも、先ほど井田委員から、この問題というのは、一般に時効制度が設計されている中で、ここで改革をするというのは特に性犯罪において特別扱いをする合理的な理由が付けられるかどうか、非常に困難なのではないかという御指摘があったように、困難性は重々承知なのですが、角田委員がおっしゃいましたように、子供の権利の観点を考慮し、それだけであれば傷害とか暴行とか、別の犯罪と違いがないではないかとかいうふうな感じでくくられてしまうかもしれませんけれども、さらに子供の権利の観点プラス、性的保護の観点というところもありますし、しかも、支配従属関係の中で行われる性犯罪というものは、やはり非常に密室性が高いし、齋藤委員がおっしゃったように、子供が近親者から被害を受けたときに、その被害を訴える相手がいなくて、しかも近親者間という人間関係がずっと続く中で、すぐに被害を訴えたり、一定の年齢に達したからといって直ちに訴え出ることとも難しいということなので、被害申告に非常に時間のかかる特殊な種類の犯罪であるということに配慮する必要があるのではないかと思います。

○小木曾委員 お話を伺っていて思いましたのは、子供の権利の保護というのをどのように図るのかということです。公訴時効について手を加えるというのは、事後の処罰の話ですが、宮田委員がおっしゃったように、それから、齋藤委員が最後におっしゃいましたように、現にその被害に遭っている子供をどのように救うのかという観点からの検討なり、制度拡充を検討するという考え方もあるのではないかと思います。

○山口座長 ほかにいかがでしょうか。

大体、御意見はおっしゃっていただけましたでしょうか。

(一同 発言なし)

それでは、まとめさせていただきたいと思います。ただ今御議論いただきましたことをまとめますと、被害者が年少者の場合には、一定の年齢に達するまで公訴時効が進行しないことにすべきであるという御意見も複数述べられましたが、総体的には、公訴時効の趣旨に鑑みると、性犯罪についてのみ公訴時効を撤廃、停止するべきではないという御意見が多かったように思います。以上のような形でただ今の御議論についてはまとめさせていただければというふうに思います。

そこで、本日の最後の論点に関わるわけでございますが、次に第1の2「強姦罪の主体等の拡大」及び第1の3「性交類似行為に関する構成要件の創設」についての議論に移りた

いと思います。

この論点につきましても、まず事務局から一巡目の議論の整理をお願いしたいと思います。

○東山参事官 論点第1の2「強姦罪の主体等の拡大」、それから第1の3「性交類似行為に関する構成要件の創設」の各論点につきまして、第5回会議における御議論を整理させていただきたいと思います。第5回の御議論におきましては、まず、「現行法の下では、強制わいせつ罪として処罰されている性交類似行為の中には、強姦と同等のダメージを被害者に与えるものがある、そのような行為については、強姦罪と同様の刑で処罰するべきである」という意見が多く述べられたところでございます。

その上で、具体的に強姦罪と同様の刑で処罰すべき性交類似行為の範囲をどのように考えるかという点につきましては、少なくとも肛門性交は含めるべきではないかという点では、多くの方が共通していたところかと思えます。一方で、「肛門性交に限定することも考えるべきではないか」という御意見があったのに対しまして、肛門性交に加えて、口淫も含めるべきではないかという御意見や、「肛門性交、口淫に加えて、手指や異物の膣や肛門への挿入も含めるべきではないか」などの御意見もあつたところでございます。

なお、ここで口淫という言葉は、飽くまでも口腔内への陰茎の挿入という意味で使われているものと理解しております。

このうち、異物等の挿入については、異物といっても様々なものが考えられるため、その外延が不明確となるのではないかという御指摘もあつたところでございます。

また、陰茎等を挿入する行為のみではなく、挿入させる行為も対象とするべきかという問題につきましては、「強姦との類似性という観点からは、身体への侵襲をさせる行為というのは、類型が異なるのではないか」という御意見があつた一方で、「意に反して、性的行為を強制されるという観点からは、挿入させる行為も、挿入する行為と同列ではないか」という積極的な意見も述べられたところでございます。

○山口座長 ただ今の御説明にもございましたように、第5回会議では、現行法で強制わいせつ罪として処罰されている性交類似行為の中には、強姦と同等のダメージを被害者に与えるものがある。そのような行為については、強姦罪と同様の刑で処罰するべきではないかという御意見が多く見られたところでございました。その上で、強姦罪と同様の刑で処罰する行為の範囲については、少なくとも肛門性交は含めるべきだという点は、おおむね共通しておりましたけれども、肛門性交に限ることが考えられるのではないか。肛門性交に加えて、口淫も含めてよいのではないか。肛門性交、口淫に加えて、異物挿入まで含めるべきではないかといった御意見がございました。

他方、このような性交類似行為を強姦罪と同様の刑で処罰することを検討するに当たりましては、強姦罪の法定刑を引き上げるのか、現状を維持するのかという論点も関係するようには思われます。前回の第7回会議における法定刑に関する御議論の中では、強姦罪の法定刑の下限を引き上げるべき、あるいは、引き上げることは検討に値するという御意見があつた一方で、引き上げる必要が本当にあるのか、それは慎重に検討するべきだという御意見もございました。こういった法定刑に関する御議論も踏まえて、本日は次の二つの観点について御意見をお伺いしたいと思います。

まず1点目として、強姦罪と同様の刑で処罰すべき性交類似行為の範囲をどこまでとするかという観点から議論いたしまして、その次に2点目として、陰茎等を挿入する行為のみ

を強姦罪と同等とするのか、あるいは自己の膣・肛門等に挿入させる行為も含むべきかという点について御意見をお伺いしたいと思います。

その前にまず、齋藤委員から性交類似行為を含む性被害に関する被害者の精神的な反応に関する研究について、資料を御準備いただきましたので、御発言をお願いしたいと思います。

○齋藤委員 説明をさせていただきます。結論から言いますと、性被害に関する精神医療・心理学領域の研究において、強姦、英語ではレイプと表現されますが、についての定義というのは様々です。日米の研究を幾つか取り上げて説明をいたしますが、日本の研究については、法律が反映されているのか、それとも文化や倫理が反映されているのか、定かではございませんが、アメリカの研究に比べると具体的な言葉を使わない調査がほとんどでした。具体的な言葉というか、具体的な行為を定めない、例えば性交は性交として記し、性交というのが具体的にどういう行為なのかということをおそらくあまり明確には限定しない調査がほとんどでした。私の調べた限りでは、比較的是っきりと行為を定義して尋ねているのは、最初の1のaというところにあります、石井・飛鳥井・小西らの調査になります。

ここでは、性的被害に関しましては、「望まないのに、性器やその周辺、胸などを直接あるいは衣服の上から触られたり、触らせられたりする性体験」ですが、質問項目では、更に挿入の有無について尋ねておまして、挿入というのは、「ペニス、指、舌、または異物の膣や肛門への挿入を伴ったかあるいはペニスの口への挿入があったか」ということで、手指や異物に関しましては、肛門や膣への挿入、そして、口淫ということに関しましては、ペニスの口への挿入に限定をしております。

女子大学生に調査を行いましたところ、重度被害の経験率が17.1パーセント、軽度被害が30.8パーセントです。重度被害には暴力ないし脅しの伴う性的被害が含まれているので、一概には言えませんが、IES-Rという国際的にも広く使われております、PTSDの自記式の評価尺度がございますが、その数値が、重度被害というのが23.8で、軽度被害に比べ著しく高いということと、IES-RのPTSDのカットオフポイント、25点以上の点数が付いている人は、PTSDの診断が付く可能性が高いということですが、それに著しく近い数値が出ているということがございます。

それ以外の日本の調査は、「性交」の行為の定義が余りはっきりとしておりませんが、どちらにしても、性被害というものが、下のbの調査を見ていただきますと、無理矢理抱き付かれたという行為以上という言い方が適切か分かりませんが、項目の並び順で言うとその項目以上のもの、「キスされた」、「性器をさわられた」、「したくないのに性交されそうになった」、「性交された」というものは、それ以外の行為に比べると、IES-R、精神的なトラウマ反応というものが非常に強いということが伺えるかと思えます。

そして、次のページのcとdなのですが、これでは、レイプ未遂、レイプ既遂、ここでも「無理やり、セックスをさせられそうになったことはありますか」、「無理やり、セックスをされたことはありますか」ということで、セックスという行動を具体的に定義はしておりません。ただし、dの野坂らの調査を見ていただくと、男子も調査の対象に入っておりまして、その中で、Completed rapeやAttempted rape、つまりセックスされそうになったこと、セックスされたことはありますかという調査が入っておりまして、これは男子が被害者ですので、肛門性交を伴うものと考えられるのではないかと思います、人数が少

ないので、一概に比較は難しいのですけれども、IES-Rの平均というのは、女子と比べても非常に高くなっております。男子についても、肛門性交の被害についても、非常に大きな精神的影響を与えるということが、ここから分かるのではないかと思います。更にもう一枚めくってください。こちらのデータは私の調査ですけれども、未発表のデータですので、数値等は後で非公開とさせていただければと思います。この調査では、やはり性交されそうになったであるとか、性交されたというものが、IES-Rの数値が非常に高く、これを見ても、性被害で、特に性交に近い被害というものは、被害者に与える精神的影響が著しいのではないかと考えられます。

アメリカの調査では、挿入をはっきりと定義をしております。2のaにお示ししましたのは、Sexual Experiences Survey short form victimizationですが、Sexual Experiences Surveyというのは、よくSESと省略されて使用されます。これは、多くの調査で、どういった性被害に遭ったかということを確認するときに使われています。その中の質問項目についてはグループ分けがされておりまして、次のページにレイプのグループが書いてあります。レイプに関しては、アイテムの2と3と4が含まれるものですが、「同意なく、私にオーラルセックスをする、あるいは私にオーラルセックスをさせる」、「同意なく、男性が私の膣にペニスを挿入する、あるいは指や異物を挿入する」、「同意なく男性が私の肛門にペニス、あるいは指や異物を挿入する」ということで、少なくとも膣・肛門へのペニス及び手や指や異物の挿入、そして口腔に対するペニスの挿入というものに関しては、レイプという定義がされております。SESが比較的幅広く研究で使われているということを考えますと、やはりそこまでは、挿入、レイプという、強姦という定義に入らないかと思えます。

他方、bは司法局による全国犯罪被害調査ですけれども、そこでもSexual assaultとレイプというものは、定義がなされております。そちらのレイプの定義を見ていただければと思うのですけれども、「膣や肛門、口腔への加害者による挿入を意味する。挿入には、ボトルのような異物の挿入も含む。」とされており、手指に関してというのは記載がございませんが、少なくとも肛門への挿入というのが含まれている。口腔、これにはボトルのような異物も、その挿入も含むので、若干広い定義ということになっております。

cの調査は参考までということで、載せさせていただきましたが、これは子供の頃の性的被害、青年期の性的被害というものがどのぐらい影響を与えるのかということですが、トラウマ歴のない人というのは、もちろんPTSDにはならないということですね。しかし、子供の頃の性被害、大人になってからの性被害でのPTSDの罹患率というのは、見ていただくとおり大変高いものとなっております。

そして、dのKesslerという方々の調査なのですけれども、これに関しましては、ヒアリングでも出てきたと思いますし、私も以前、引用したと思いますが、とても有名な調査で、今でもトラウマ領域ではよく使われる調査です。一番下の表を見ていただくと分かりやすいのですが、青がトラウマ生涯体験率で、オレンジがPTSDの生涯有病率となっております。この場合、強姦というのは、意に反して脅しや力の行使を伴った望まない性的挿入をされたことを意味します。これはアメリカの調査ですので、挿入というものが、膣への挿入、肛門性交、そしてオーラルセックスというものが含まれているのではないかと考えられます。そこで見ていただくと、トラウマ生涯体験率というものは、強姦が一番低い

ですけれども、アメリカの調査なので、戦闘がもちろん入っておりますが、それに比べて、事故、災害というものは、生涯体験率は高いのですが、その被害後、生涯のどこかの時点でPTSDの診断基準を満たすかということですのでけれども、災害、事故、暴行傷害などと比べて、挿入を伴う強姦という被害に関しては、PTSDの有病率が高くなっておりまして、挿入という行為、強姦という行為が被害者に与える影響というのは絶大ではないかと考えられます。

以上が資料の説明で、明確なものをお示しするというのはなかなか困難ではありましたが、性交類似行為なので肛門性交が含まれるということがあります。

(具体的事例を紹介)

○山口座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の齋藤委員の御発言も踏まえて、まず強姦罪の同様の刑で処罰すべき性交類似行為の範囲をどのようなものとするべきかという点について、御意見をお伺いしたいと思います。

○宮田委員 その前に確認させていただいてよろしいでしょうか。この「強姦と同等に」という意味なのですけれども、強姦罪と同じ処罰、つまり、強姦罪の中に含めてしまっても、例えば集団強姦であるとか、強姦致傷にまでつなげていくような形にするのか、あるいは、罪の重さを強制わいせつの中から切り出して重い類型として規定するのかということによって、波及効が違ってくると思うのです。ここの議論はどういう議論なのかなと思ったのですけれども。

○東山参事官 当然立法論の出口としては、いわゆる強姦罪等の中に性交類似行為というものを取り込んで、一種の強姦罪として処罰するというのも、一つの出口として立法論としてはあり得るでしょうし、あるいは、強制わいせつ罪と今ある強姦罪の間にそういった重い性交類似行為の犯罪を入れるというような出口もいろいろあるかとは思っておりますけれども、それで、強姦罪と刑を一緒にするという考え方もあるかと思いますが、それは飽くまでも立法論の出口ですので、もちろん現段階で先生方に御意見があれば、お聞かせ願えたらと思いますけれども、今の段階では、どちらの出口もあり得るという前提で、少なくとも、今、強制わいせつ罪で処罰されることとなっている、こういう言い方が正しいかどうか分かりませんが、強制わいせつ罪の中の重い類型のものを強姦罪と同様に処罰するかどうかという観点から、御議論いただければというふうに思っております。

○山口座長 よろしいでしょうか。

○宮田委員 結構です。

○山口座長 それでは、どうぞ、御意見をお願いしたいと思います。

先ほど申しましたように、肛門性交については、入れていいのではないかという御意見だったと思うのですけれども、それを超えて、どこまで含めるのかということについては、御意見が分かれていたということかと思えます。

○井田委員 まず順番に見ていく必要があると思うのですが、少なくとも私は、今、座長のおっしゃった肛門性交と口淫については、重い類型に含めていいのではないかと考えます。抽象的に言うと、加害者の性器を被害者の身体に挿入すること、それを内容とする性的強制行為、これは恐らく被害者に与えるダメージというのはかなり重いものがあって、強制的な性器の結合と同等程度の重さを持っているのではないかと考えられます。

一つは、いろいろな事例、事務局に作っていただいているいろいろな事例を見ていく中で、一般的にその加害者側がどのぐらい性的充足というのでしょうか、そのために欲求を抱くかという、逆の観点から見たときに、やはりいわゆる口淫についても、通常の性交と同じぐらい、あるいは同程度、加害者側がそれを欲求の対象にするという強い欲求を持つというのが表れているのではないかと感じました。それは、事例を見ていきますと、通常の性交と肛門性交を一緒に行っているという事例は余り目に付かないのですけれども、通常の性行為プラス口淫を行うという例というのは、非常にしばしば目に付く、それは要するに加害者が強い欲求を持っているわけで、その反面において被害者側の保護も強く要求されるというふうに考えられるのではないかと感じました。もう少し言えば、口淫というのは正に顔といいますか、顔に近い所で行われるということもあるし、通常は排泄のために使われる身体の部位を、通常は食事のために使うといいますか、その部位に入れるというわけですので、これはやはり被害者側の感じる、与えられるダメージというのは非常に大きいものがあるのだらうと。そうすると、基本的には、まとめて言えば、通常の膣性交と肛門性交と併せて口淫、つまり性器を口の中に挿入するような性的行為というのは、これは重い類型に含ませるべきなのではないかと考えます。

問題は、性器以外のものの挿入というふうになると、若干検討が更に必要、つまり、異物の挿入とか、あるいは身体の一部、性器以外の身体の一部の挿入について考えると、長くなりますのであれですけれども、基本的には膣、あるいは肛門にそういうものを挿入する行為については、重い類型にしてもよいという感じがしていますけれども、更に検討が必要かなど。さらに、今度は、口に対して、性器以外の異物とか、さらには、身体の一部を挿入する行為になると、かなりこれは強制わいせつに近い感じもいたしますので、検討が更に必要なかなという感じがします。

○宮田委員 行為を行うときに、どの程度、障害物を乗り越えていくと云ったら、言葉が非常に軽くなるのですけれども、膣挿入あるいは肛門性交を目的としての行為の場合には、被害者から着衣、あるいは下着を脱がしたうえで行為を行うという意味で、違法な行為をすることに対するハードルはより高いことが典型的に言えるように思うのです。また、例えば女性が被害に遭ったときに、未遂に終わったときに、膣性交なのか、肛門性交なのか、目的とする場所が違うということで、強制わいせつになるのか、強姦になるのか違ってくるといえるのは、これは何となく変だなという感じはいたします。

行為の外形的な面と言うならば、現行の強姦と肛門性交というのは同じような行為をしているという意味で、同じ処罰である、あるいは同じところに規定が定めてあるということに対して、抵抗を感じないのですが、口淫となると、違ってくるように思われます。

また、わいせつな目的を持って異物を挿入することがあるとすれば、それは女性器とか、肛門であるように思われるのです。口の中に、例えば指を突っ込む、あるいは物を突っ込むというような行為は、性的な目的がない、単なるリンチのようなことだって起こり得ると思うのです。もちろん被害者の与えられるダメージということはあるとは思いますが、客観的、外形的な行為としてどうであるのか、あるいは、性的な侵害だと典型的に言えるのかどうかという、外形的な観察というのが必要ではないかと思うのです。

○齋藤委員 私は、先ほど資料を用いて説明した部分もそうなのですが、性器の挿入に関しては、膣性交であっても、肛門性交であっても、そこに大きな差があるということは

不自然であると考えています。そして、口腔への性器の挿入に関しても、性器を口腔に挿入するという状況を考えると、膣性交、肛門性交と大きな違いがないと考えております。それは被害者の受けるダメージとしても大きな違いがないということがあるのです。そして、手指や異物の挿入に関しましても、膣及び肛門に関しては、性交と近いのではないかと考えております。しかし、被害者の受けるダメージという観点で言えば、決して軽いものではございませんが、私が今回文献を調べて、想定しました強姦若しくは性交類似行為というのは口腔への性器の挿入まででして、口腔への異物であるとか、手指の挿入というのを含めるのは、これまでの調査上も、そこまでは含めていない調査が多いとは思っております。

○佐伯委員 今、強姦罪は性器を膣に挿入するという三つの要素で構成されていて、強姦罪をこれと同等のダメージを与えるものに広げる場合には、その三つの要素をどのように拡大するのかということが問題になるのだらうと思っておりますけれども、性器を肛門に挿入する場合を膣に挿入する場合と同じに扱っていいというのは、私も皆さんと同じ意見です。さらに口淫にまで広げるべきかについては、やはり肛門とは少し違いがあるのかなという気が前からしているわけですが、しかし、被害者に与えるダメージとしてそれほど違いがないという齋藤委員の御意見もございまして、身体の主要な器官に性器を挿入するという点で同じに扱うということも十分にあり得ると思っております。

これに対して、指や異物の挿入ということになると、外延が不明確になるという問題点も指摘されていますし、やはり現在の強姦ということとの関係でいっても、同等性ということで、ワンランク下がるのかなという気がいたします。現在、強制わいせつ罪の法定刑は上限が10年と相当重くなっていて、被害者にかなり重いダメージを与える場合も想定されているのだらうと思っておりますので、その点から言っても、性器の挿入という要件は、維持した方がいいのではないかと考えています。

今、挿入と申し上げまして、これには挿入する類型と挿入させる類型があるわけですが、強姦罪の保護法益は性的自由であると言われてはおりますけれども、これは抽象的な行動の自由というよりは、身体の不可侵性に関わる自由であって、身体の内部に意思に反して性器を挿入される方が、自己の性器を意思に反して挿入させられるよりも、侵害性において大きいのではないかと思います。それを前提として、だからそこで線を引くというのも一つの考え方だらうと思っております。一方で、検討会の議論のテーマの一つとして、強姦罪における性差をなくすということがあり、私も性差はなくすべきだらうと思っておりますので、性差をなくすという点をより重視して、挿入する、挿入させる両方の行為を、侵害性の点で少し違いがあるにしても、同じ類型として扱うということもあり得るのかなと思っております。

○山口座長 この後で御議論いただく予定の部分についても御発言をいただきましたが、強姦と同等に処罰する性交類似行為の範囲を、肛門性交、口淫、あるいはそれ以上にするかという問題について、もし更に御発言いただけることがあればお願いしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

○木村委員 被害が非常に重大であるからこそ、少し広げて考えようというふうに議論がされてきたと思うのですが、そうだとすると、やはり重大なものに限るべきだというふうには思います。今、私も実は、口淫がどうなのかなと迷っているところなのですが、

も、身体への性器の挿入というふうに考えるのが、一つの考え方なのかなと思っているのと、あとはやはり実際の事件として、結構多いかどうかというのも重要だと思うのですね。そうだとすると、強姦と先ほど井田委員から御指摘がありましたけれども、強姦の際に行われることがかなり多い行為だというふうに考えれば、それも同じにくくる可能性というのはあるのかなと思います。それ以上、広げるということになると、強姦が相対的に軽い罪だというふうに思われてしまう。今までの一部の強制わいせつを強姦と同じように議論するわけですから、元々の強姦罪が相対的に軽い罪のようになってしまうというのは非常に危険だと思いますから、その意味でもやはり限定的に考えるべきかなと思います。あと、させる行為について、どうするかというのも考えると、やはり余り広げると、非常におかしいことになると思います。

○山口座長 ありがとうございます。

強姦と同等に処罰する性交類似行為の範囲の問題につきましては、肛門性交は含めていいのではないかとこの点は共通しており、さらに、口淫までいいだろうという御意見が比較的多かったように思われます。ただ、その辺りを含め、そこからそれ以上、どこまで行くのかということについては、更に検討を要するという御意見だったように思います。

既に御意見をいただいておりますが、陰茎などを膣や肛門に挿入する行為だけを対象にするのか、それとも、自分の膣や肛門等に挿入させる行為も対象とするべきなのかという点について、二人の委員から既に御意見をお伺いしておりますけれども、この点について、更に御意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○角田委員 前回も申し上げたのですけれども、私は自分の身体に対する性的なコントロール権を奪われるという点では、させる行為というのも同じではないかと思っています。された側にとってですけれども。そういう自分の身体の性的なコントロールというものが奪われる点では同等ではないかと考えております。

○齋藤委員 挿入を強いられる行為については、検討会で今まで取り上げられていた想定例として、保護者が男児に性行為を強いるということがありました。しかし、いろいろな専門家に話を聞きますと、男児のいじめ被害、特に児童に関する施設などにおいて、周りを囲まれて性交を強いられるといったような体験というのも、非常にまれな被害、というわけではないということは耳にしています。また、特に性問題行動を起こす男児であるとか、少年院であるとか、鑑別所に行く男児の中に、そうした性被害、挿入させられる被害というようなものに遭遇した経験を持つ男児もいるということも聞いたことがあります。そうした経験の際に、大変な苦痛や屈辱感、無力感、自責感、混乱、様々なことが生じるだろうということは想像に難くありません。諸外国の虐待の定義の中に、挿入させられる被害も挿入される被害と同様に、挿入に定義しているものもあります。もしかすると、なかなか、挿入するように強いられるということが強姦あるいは強姦に準ずるものと設定するのが難しいのかもしれませんが、性別に関係なく、無理矢理意に反した性行為をさせられるということは、被害者に大きな苦痛をもたらすということについては、ここで述べさせていただければと思います。

○宮田委員 挿入する行為の場合は、例えば女性器、肛門、口についてもですけれども、例えばそこに裂傷を生じるなどの、挿入によって拡大していくであろう損害が、予想できると思います。

一方で、挿入させられる行為の場合には、そういう外形的な形での被害の拡大というのは、非常に予想しづらいだろうと思います。そういう意味で、客観的な被害を考えたときには、やはり挿入する行為とさせられる行為というのが違うのではないかというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○井田委員 前回の議論のときに小木曾委員がおっしゃったと思うのですが、やはり保護法益が非常に大事だと。外形、形態よりも保護法益を考えなければいけないという御意見は、私もそのとおりだと。やはり非常に濃厚な性的なコンタクトといいますか、それを無理矢理共有させられる、経験させられるというのは、やはり被害者に非常に持続的なダメージを与えるというふうに、一応想像できるわけで、そこは、するもさせるも両方とも含めるというのが良いのではないかという感じがいたします。

○山口座長 ほかにいかがでしょうか。もう時間も来ていますので、まとめさせていただいてよろしゅうございましょうか。

(一同 発言なし)

ただ今の御議論をまとめさせていただきますと、挿入する行為と挿入させる行為は、いずれも性的な自由の侵害として同等であって、同等に処罰するべきであるという御意見がございました。他方、挿入させる行為については、挿入する行為と同等に重いものと言えないのではないかと。これを強姦と同様に処罰する、同等に処罰することについては、慎重に検討すべきではないかという御意見もございました。

先ほど御議論をいただきました、強姦と同様の刑で処罰するべき性交類似行為の範囲をどのようなものとするべきか、あるいは、性器等、膣や肛門等に挿入させる行為も、それに含むべきかという点につきましては、論点が相互に関係するほか、強姦罪等の法定刑をどうするのかという問題とも深く関わりますので、法定刑の論点に関する二巡目の議論も踏まえまして、三巡目で更に議論させていただきたいというように考えておりますが、よろしゅうございましょうか。

(一同 異議なし)

ありがとうございました。

ちょうど終了予定時刻になりましたが、本日の予定につきましては、これで終了ということにさせていただきたいと思っております。

次回の予定でございますが、事前に事務局からお知らせいたしておりますとおり、強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和及び地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設、それから二つ目が、いわゆる性交同意年齢の引上げの問題、三つ目が性犯罪の法定刑の見直しの、三つの問題について議論をしたいと考えております。

なお、本日の資料のうち、資料4 4につきましては、具体的事例の内容に関するものですので、ホームページでの公表はしないこととするとともに、齋藤委員が御提出された資料のうち、お申出のあった部分と、それから御発言の部分のうち、お申出のございました部分についてはホームページでの公表はしないことといたしまして、その他の議事及び資料につきましては、全て公表するというにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(一同 異議なし)

ありがとうございました。

それでは、そのように決定させていただきます。

では、次回の予定について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○東山参事官 次回は来月4月24日金曜日午後5時から開催いたします。場所につきましては、未定でございますので、追って御連絡させていただきたいと思っております。

○山口座長 それでは、本日はこれで終了といたします。どうもありがとうございました。